

読谷村文化センターの配置及び管理に関する条例（別表/第10条関係）

1 施設使用料

(1) 鳳ホール

①鳳ホール

(単位：円)

大ホール (鳳ホール)	区 分		料 金					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
入場料を徴収しない場合	平日		10,400	20,700	25,200	29,600	43,500	51,200
	土・日・祝		13,800	27,600	33,600	39,500	58,100	68,300
入場料を徴収する場合	1,000円未満	平日	13,800	27,600	33,600	39,500	58,100	68,300
		土・日・祝	18,400	36,700	44,700	52,600	77,400	91,000
	1,000円以上 2,000円未満	平日	17,200	34,400	41,900	49,300	72,500	85,300
		土・日・祝	22,900	45,800	55,800	65,700	96,600	113,700
	2,000円以上 3,000円未満	平日	18,900	37,800	46,100	54,200	79,700	93,800
		土・日・祝	25,200	50,400	61,500	72,300	106,300	125,100
	3,000円以上	平日	20,800	41,600	50,700	59,600	87,700	103,200
		土・日・祝	27,800	55,500	67,700	79,600	117,000	137,600
準備及びリハーサル等のための場合		当該使用料の5割						

1 施設使用料

(1) 鳳ホール

②リハーサル室

(単位：円)

区 分	料 金		
	午 前	午 後	夜 間
	9～12時	13～17時	18～22時
平 日			
土・日・祝	600	800	1,000

2 冷房使用料

(単位：円)

区 分	料 金 (1時間につき)
鳳ホール	4,500
リハーサル室のみ使用	500

鳳ホール附属設備使用料

(1) 鳳ホール

(単位：円)

種類	品名	単位	料金	備考
舞台設備	所作台	1 枚	300	
	平台	1 枚	100	
	反響板	1 式	1,500	
	緋毛氈	1 枚	100	
	紅型幕	1 式	700	
	金屏風	1 双	500	
	紗幕	1 式	1,000	
	地絣り	1 枚	400	
	雪籠	1 台	300	
	ドライアイスマシン	1 台	1,500	
	スモークマシン	1 台	1,500	

音響設備	コンデンサーマイクロホン(1)	1本	200
	コンデンサーマイクロホン(2)	1本	200
	コンデンサーマイクロホン(3)	1本	200
	コンデンサーマイクロホン(4)	1本	200
	ダイナミックマイクロホン(1)	1本	200
	ダイナミックマイクロホン(2)	1本	200
	ダイナミックマイクロホン(3)	1本	200
	ガンマイクロホン	1本	500
	バウンダリーマイクロホン	1本	500
	ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	1本	200
	ワイヤレスマイクロホン(タイピン型)	1本	200
	フロアスピーカー	1式	500
	移動型スピーカー	1式	1,500
	はね返りスピーカー(移動型)	1式	500
	簡易操作卓	1式	1,000
録音料	1式	1,000	
照明設備	プロセニウムサスペンションライト	1列	500
	ボーダーライト	1列	500
	サスペンションライト	1列	500
	アップパーホリゾンライト	1列	500
	ロアホリゾンライト	1列	500
	フロントサイドライト	1列	1,000
	シーリングライト	1列	1,000
	センターピンスポットライト	1台	500
	各種効果器具	1台	500
	照明セットA	セット	2,000
	照明セットB	セット	4,000
	照明セットC	セット	6,000
その他	ピアノ(スタンウェイ/D-274)	1台	5,000
	ピアノ(ヤマハ/C-7)	1台	2,000
	映写機(16mm)	1台	2,000
	電源	1kW	100
	スライドプロジェクター	1台	500
	液晶プロジェクター	1台	500
備考	附属設備使用料は、1ステージごとに徴収する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。		

(照明セット内容)

種別	使用料	摘要
Aセット	¥2,000	第1 ボーダーライト
		第1 サスペンションライト
		フロントサイドライト
		ロアー (又はアッパー) ホリゾントライト
Bセット	¥4,000	Aセット
		第2 ボーダーライト
		第2 サスペンションライト
		シーリングライト
Cセット	¥6,000	Bセット
		効果器具を除くすべての照明器具が使用できます。

備考

- 「平日」とは月曜日から金曜日までをいう。(2に規定する祝祭日を除く。)
  - 「祝祭日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日をいう。
  - 施設使用料は楽屋等の付帯設備を含む。ただし、リハーサル室のみの使用料は午前600円、午後800円、夜間1,000円とする。
  - 「入場料」とは入場料・会費・会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。
  - 使用時間を経過して使用する場合は1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とみなす)を限度とし、次の使用料を徴収する。
    - 12時から13時までの1時間については午前使用料の3分の1の額
    - 17時から18時までの1時間については午後使用料の4分の1の額
    - 22時から23時までの1時間については夜間使用料の4分の1の額
  - 使用料の算定において100円未満の端数が生じるときはこれを切り上げる。
  - 商業宣伝、若しくは営利、またはこれらに類似する行為を目的として使用する場合は施設使用料は次のとおりとする。
    - 大ホール(鳳ホール)  
入場料を徴収する場合の3,000円以上の使用料区分欄を適用する。
    - リハーサル室  
当該使用料の20割額
  - 鳳ホールの借用予約は使用日の属する月の10月前から使用日の7日前まで  
(リハーサル室については使用日の属する月の3月前から使用日の7日前まで)
  - 使用量の還付は次の各号に定めたとおりにする(第7類条例第12条)
    - 災害等使用者の責めに帰することのできない事由により使用することが出来なくなった場合  
使用料の全額
    - 鳳ホールを使用する日の30日前までに使用を取り止める届出があった場合  
使用料の5割
    - リハーサル室を使用する日の3日前までに使用を取り止める届出があった場合  
使用料の5割
- 読谷村ふれあい交流館を使用する日の3日前までに使用を取り止める届出があった場合  
使用料の5割